

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表します。

令和 5 年 11 月 27 日

太宰府市監査委員 吉 野 茂

太宰府市監査委員 森 田 正 嗣

記

第 1 監査の概要

太宰府市監査基準（令和 2 年監委告示第 1 号）に基づき次のとおり監査を実施した。

1 監査の種類

法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等監査

2 監査の対象

- (1) 団体名 公益財団法人 太宰府市国際交流協会
- (2) 所管課 観光経済部国際・交流課
- (3) 監査対象補助金 令和 4 年度公益財団法人太宰府市国際交流協会運営補助金
- (4) 範囲 市の補助金の使途その他の事務の執行

3 監査の着眼点

市から支出された補助金が、監査実施対象団体を通じて、所期の目的どおり適正に執行、運用されているかを中心に、次の着眼点に基づき実施した。

(1) 所管課関係（国際・交流課）

- ア 補助金の交付決定は、法令等に適合しているか。
- イ 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ウ 補助金に関する条件の内容は明確か。
- エ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- オ 補助金の効果及び条件の履行の確認は実績報告書等によりなされているか。
- カ 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- キ 補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

(2) 団体関係（太宰府市国際交流協会）

- ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- イ 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- オ 補助金に係る収支の会計経理は適正か。
- カ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- キ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
- ク 財産の処分期限がある場合に、これに違反するものはないか。

4 監査の主な実施内容

監査対象団体及び所管課から関係書類等の提出を求め、書面監査を行うとともに、団体事務室に赴き、関係諸帳簿の実地監査を行い、関係者からの事情聴取を実施した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所 太宰府市監査委員事務局及び太宰府市国際交流協会

(2) 日 程 令和5年9月8日から令和5年11月9日まで

第2 団体の概要

1 団体の名称 公益財団法人 太宰府市国際交流協会

2 所在地 太宰府市五条3丁目1番1号 いきいき情報センター内

3 設立及び沿革

1992年（平成4年）10月1日「財団法人太宰府市国際交流協会」として法人登記

2013年（平成25年）4月1日 公益財団法人へ移行

4 設立目的

古代からアジアに開かれ、歴史、文化等が連綿と今日まで続いてきた太宰府ならではの地域性に鑑み、未来志向の国際交流を促進する活動を行うことにより、市民一人ひとりが個性、多様性を認め合いながら国際的な相互理解を深める多文化共生社会の実現に寄与し、もって、地域の発展と国際平和に貢献することを目的とする。

（定款第3条）

5 主な事業内容

(1) 実施事業（定款で定める事業）

ア 市民の国際交流を促進する事業

イ 外国人学生を支援する事業

ウ 在住外国人を支援する事業

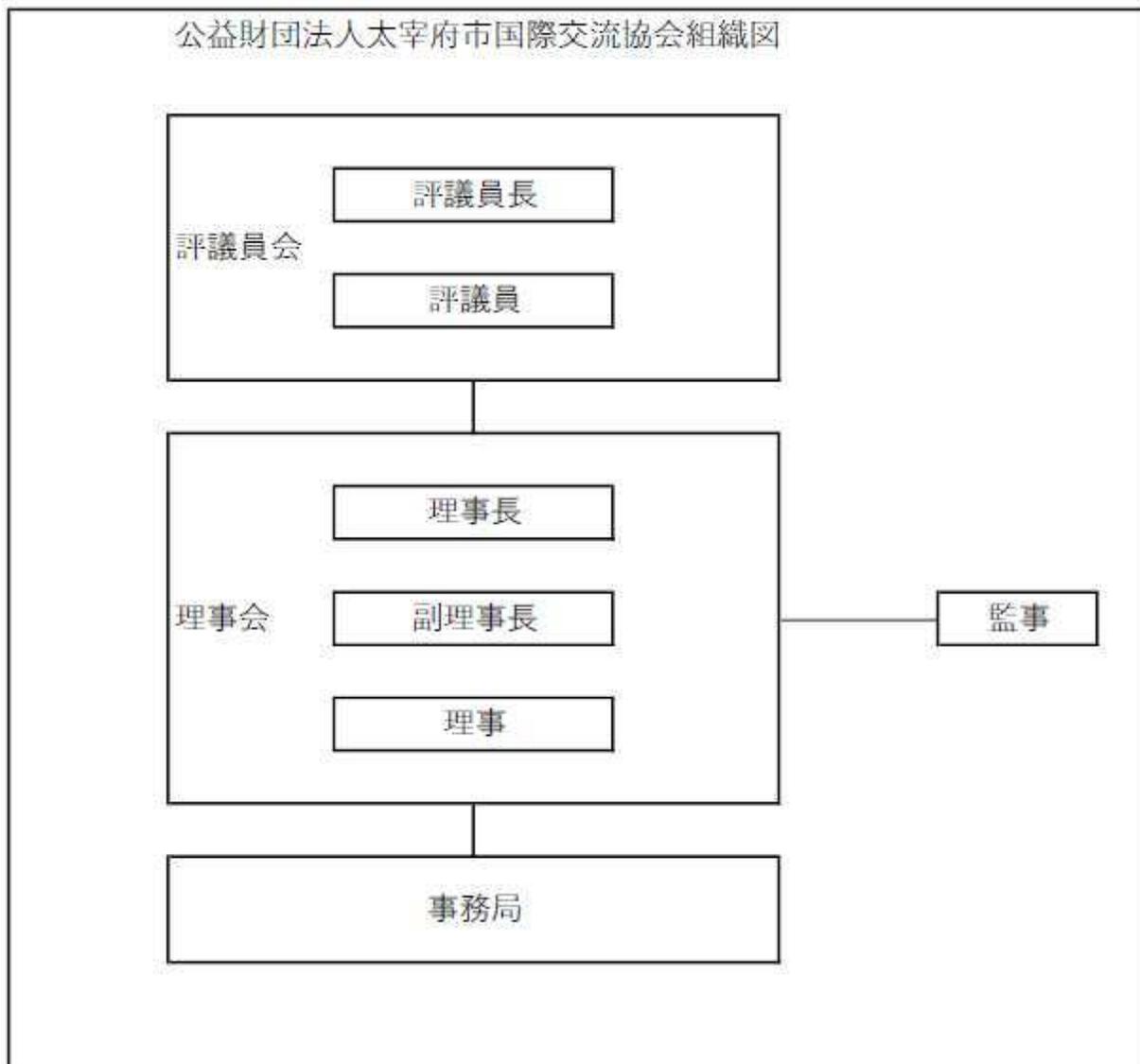
エ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

6 組織（令和5年3月31日現在）

（1）役員及び職員数

- 評議員 8名
- 理事 12名（理事長1名、理事11名）
- 監事 2名
- 事務局長 1名（市派遣職員）
- 職員 1名（嘱託職員）

（2）組織図



7 令和4年度決算概要

(1) 貸借対照表 (令和5年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	令和4年度	令和3年度	増減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	958,767	2,539,802	△1,581,035
貯蔵品	7,524	15,008	△7,484
前払費用	20,000	29,400	△9,400
流動資産合計	986,291	2,584,210	△1,597,919
2 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	10,000,000	10,000,000	0
基本財産合計	10,000,000	10,000,000	0
(2) 特定資産			
特定資産合計	0	0	0
(3) その他固定資産			
什器備品	136,337	187,462	△51,125
その他固定資産合計	136,337	187,462	△51,125
固定資産合計	10,136,337	10,187,462	△51,125
資産合計	11,122,628	12,771,672	△1,649,044
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	102,306	1,728,077	△1,625,771
前受金	20,000	38,000	△18,000
預り金	18,181	42,329	△24,148
流動負債合計	140,487	1,808,406	△1,667,919
2 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	140,487	1,808,406	△1,667,919
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
寄付金	10,000,000	10,000,000	0
指定正味財産合計	10,000,000	10,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(10,000,000)	(10,000,000)	0

(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2 一般正味財産	982,141	963,266	18,875
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	10,982,141	10,963,266	18,875
負債及び正味財産合計	11,122,628	12,771,672	△1,649,044

(2) 正味財産増減計算書内訳表 (令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(単位:円)

科 目	公益目的事業 会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	200	0	200
② 受取会費	294,000	146,000	440,000
③ 事業収益	387,464	0	387,464
④ 受取補助金	3,200,000	3,200,000	6,400,000
⑤ 受取寄付金	10,000	0	10,000
⑥ 雑収益	2,566	0	2,566
経常収益計	3,894,230	3,346,000	7,240,230
(2) 経常費用			
① 事業費	4,672,447	0	4,672,447
② 管理費	0	2,548,908	2,548,908
経常費用計	4,672,447	2,548,908	7,221,355
当期経常増減額	△778,217	797,092	18,875
2 経常外損益の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期一般正味財産増減額			18,875
一般正味財産期首残高			963,266

一般正味財産期末残高			982,141
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
1 基本財産運用益			
基本財産受取額	200	0	200
2 一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額	△200	0	△200
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高			10,000,000
指定正味財産期末残高			10,000,000
Ⅲ 正味財産期末残高			
			10,982,141

8 市の補助金

(1) 名称 令和4年度公益財団法人太宰府市国際交流協会運営補助金

(2) 補助金額の推移

令和2年度 3,900,000円

令和3年度 3,900,000円

令和4年度 6,400,000円

(3) 補助金の支出状況

令和4年度市補助金の支出状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

当初決定額	支払内訳				決算額
	第1回	第2回	第3回	第4回	
6,400,000	1,600,000 (R4. 5. 11)	1,600,000 (R4. 7. 13)	1,600,000 (R4. 11. 9)	1,600,000 (R5. 1. 11)	6,400,000

※ () は執行日

補助金は、国際交流促進事業（世界文化体験講座、広報啓発事業、国際交流団体助成事業、周年記念事業）、外国人学生支援事業（日本文化体験講座）、在住外国人支援事業（日本語教室支援）及び人件費、管理費等に充当されている。

特に令和4年度は、協会設立30周年という節目の年にあたるため、国際交流促進事業の一環として、記念式典、記念誌の発刊、記念事業（「さだまさライブin だざいふ」）を実施した。

9 会計区分

公益目的事業会計及び法人会計に区分されていた。

10 事実確認

(1) 市補助金の申請及び実績報告について

令和4年4月1日付け「太宰府市補助金等交付申請書」が国際交流協会の理事長名義で提出されている。(令和4年4月19日、国際・交流課受付)

令和5年3月31日付け「太宰府市補助金等事業実績報告書」が国際交流協会の理事長名義で提出されている。(令和5年3月31日、国際・交流課受付)

(2) 市補助金の対象経費について

国際・交流課は、補助金額の決定にあたり、国際交流協会より提出された「予算書内訳書」(下記の予算内訳)をもとにして、歳出計6,873,000円―歳入計473,000円＝6,400,000円で決定している。

なお、補助金の充当先は「予算書内訳書」の経常収益において、公益目的事業会計(共通)と法人会計に各々3,200,000円を均等に割り振られていた。

実績報告書においては、公益目的事業会計の内訳が区分されず、合算された「正味財産増減計算書内訳表」(下記の決算内訳)が国際交流協会より提出されていた。

また、経常収益においては、予算額と比較して367,230円の増額となっていた。

その結果、各会計の決算では、公益目的事業会計で778,217円の赤字、法人会計で797,092円の黒字となり合計18,875円の黒字(余剰金)となっている。

記

(補助金算出基礎と決算額)

	(予 算)	(決 算)
歳 入		
受取利息等	3,000 円	12,766 円
賛助会員会費	430,000 円	440,000 円
事業参加費	40,000 円	387,464 円
計	473,000 円	840,230 円
歳 出		
	(予 算)	(決 算)
人件費、管理費等		
(法人会計)	2,362,000 円	2,548,908 円
(公益目的事業会計)	1,672,000 円	} 4,672,447 円
国際交流促進事業費	2,414,000 円	
(内30周年記念事業)	(1,700,000 円)	
外国人学生支援事業	93,000 円	
在住外国人支援事業	332,000 円	
計	6,873,000 円	7,221,355 円

(3) 令和4年度の会議開催状況について

評議員会	2回
理事会	3回
監査	1回
運営委員会	11回

会議の開催にあたり定款、規程に基づき費用弁償が支出されていたが、運営委員会については、関係規則等はなかった。

(4) 周年事業関係について

30周年記念式典（令和5年1月9日）	685,343円
30周年記念誌「国際交流協会30年間のあゆみ」（300冊作成）	722,130円
30周年事業「さだまさし ライブ in だざいふ」（令和5年3月12日）	
※（公財）太宰府市文化スポーツ振興財団との共同事業	
総事業費	8,438,000円（財団7,438,000円 協会委託料1,000,000円）
入場料収入	3,270,000円
	（手数料支出32,640円 財団収入2,853,696円 協会収入383,664円）

(5) 賛助会員関係について

令和4年度加入者（団体）数 358人（団体） 会費収入 440,000円
管理帳簿について、会員情報は顧客管理ソフトにて管理されており、会費の入金状況は会計帳簿にて確認することができた。
また、会員内訳では、大部分が市職員であった。
振込手数料については、ゆうちょ銀行利用分のみ支出されていた。

(6) その他

国際交流促進事業においては、30周年事業のほかに世界文化体験講座、広報啓発事業、国際交流団体への活動助成が実施された。
また、外国人学生支援事業では日本文化体験講座が実施され、他の各事業については、主に新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止された。
なお、中止された事業予算は、国際交流促進事業に充てられていた。

第3 監査の結果

今回の監査は、市から支出された公金等が、監査対象団体を通じて所期の目的どおり適正に執行、運用されているか、財政援助団体に係る出納その他の事務が関係法令等に則り、適正かつ正確に行われているか等について、国際交流協会及び国際・交流課の双方に対し監査を実施した。

その結果、監査に付された関係帳簿、証書類は正確に作成されており、予算の執行及びその他事務については、おおむね適正に執行されていると認められた。

しかしながら、次のとおり、一部について改善及び検討を要する事項が見受けられたので、それぞれ必要な処置を講じられたい。

また、監査の過程において行ったその他の指導、助言についても併せて改善を図られたい。

1 国際交流協会

(1) 補助金の経理について

交付申請書に添付された「予算書（正味財産増減計算ベース）内訳書」について、補助金の充当先が公益目的事業会計及び法人会計へそれぞれ均等に振り分けられているが、その目的たる支出と補助金の充当先が照合できるよう作成していただきたい。

また、決算書中「正味財産増減計算書内訳表」においても、補助金は経常収益の公益目的事業会計及び法人会計へそれぞれ均等に振り分けて計上されているうえに、各事業の経費が公益目的事業会計に統合された形式となっており補助金の配分が不明確となっている。補助金とその目的たる支出が照合できるよう、事業ごとの区分経理を行った実績報告書を作成していただきたい。

(2) 理事会の組織について

国際交流協会においては、法人の業務執行を決定する機関として、理事会が組織されているところである。また、規則等には定められていないがより実務的な会議体として、理事で構成された運営委員会が設置されている。なお、この運営委員会の会議開催においては、出席者に費用弁償も支給されている。

運営委員会の役割、位置づけを明確にするためにも規則等の整備を行っていただきたい。

(3) 賛助会員関係について

国際交流協会の賛助会員においては、毎年 300 人を超える会員数を維持しているところである。会員の加入管理においては、顧客管理ソフトを活用し処理を行っているところではあるが、会費の入金状況を照合する場合において、現行の方法では困難であることから、容易に確認できるものとなるように改善を行っていただきたい。

2 国際・交流課

(1) 補助金の審査について

国際・交流課においては、市補助金等交付規則に基づき補助金の申請書及び実績報告書を国際交流協会より受領をしているところである。交付申請書においては、各種公益目的事業ごとの予算が作成されており、経常費用の各事業を基に補助金が積算され交付決定が行われている。

しかし、申請書の経常収益における補助金の配分は、公益目的事業会計及び法人会計に折半されているため、法人会計においては過大に補助金が計上されている状況となっている。このことから、適正な補助金の予算計上を協会へ指導されたい。

実績報告書については、各種事業を公益目的事業として一括して計上されているが、申請書に対応した区分経理を指導したうえで報告を求めるべきである。

また、補助金の交付決定及び額の確定（実績報告書）に係る決裁時の起案においては、特に補助額の積算過程の根拠、実績報告書等の審査結果を記載するなど適正な事

務処理を行っていただきたい。

第4 意見

今回の監査を踏まえ、次のとおり意見を付記するので、今後の国際交流協会運営にあたり検討されたい。

国際交流協会におかれては、国際交流促進事業、外国人学生支援事業、在住外国人支援事業等の様々な事業にご尽力をいただいていることについて敬意を表するものである。

しかし、国際交流協会の運営においては、その財源の大部分が市からの補助金で賄われていることから、事業の定型化が危惧される。また、国際情勢が大きく変動する中で、国際交流協会の設立目的を達成するために、未来志向の国際交流を促進するさらなる活動が求められている。そのためにも、設立30周年を契機として、精力的に事業を展開され、市民への理解を広め、協会の基盤となる会員（企業、在住外国人、一般市民）を増やすことに努められたい。

また、国際・交流課においては、これからますますグローバル化するであろう地域社会に向けて、行政では担うことができない分野について、国際交流協会が存在を発揮できるように後方支援の役割を務めていただきたい。